

には時効を迎えますから、一定の結論が出ると思
いますので、そのときには、上西理事長、URに
もけじめをつけてもらわなきゃいけないし、甘利
氏にもけじめをつけてもらう必要があると思いま
す。

次に、年金積立金の運用の問題。

パネルをもらいただきたいんですけれども、
国民の虎の子の年金積立金が、株式に運用するの
を倍増させたことによつて、ここにありますけれ
ども、専門家によると五兆円の損が昨年度出てい
るんじゃないかということが言われています。私
どもの試算によれば、運用割合を変えなければプ
ラス・マイナス・ゼロで済んだはずなんです。つ
まり、これは、五兆円というのは、まさに運用を
変えたアベノミクスによる損が五兆円ということ
なんです。

総理は、この話をすると必ずこう言うんです、
安倍政権になってからの方が運用益がいっぱい上
がっているんだと。それは、株が上がれば運用益
は上がります。下がれば損が出ます。私たちはそ
ういうことを言っているんじゃないかと、まさにこ
の比率を変えたことによつて損が膨らんだんで
す。プラス・マイナス・ゼロで済んだものが五兆
円マイナスが出たということを問題にしているん
です。

今回、まさにここに書いてありますけれども、
これを例年七月の頭に公表してきたのを、七月二
十九日にならないと公表しないと書いています。
参議院選挙が終わるまで公表しない。

そこで、まず総務省に確認したいんですが、独
立行政法人通則法三十八条一項というのはどんな
ことを定めた条文か、また、これはGPIFに適
用されるのかどうか、時間がないので簡潔に
お願いします。

○上村政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の独立行政法人通則法第三十八
条は、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財
務諸表等を作成し、各事業年度の終了後三月以内
に大臣に提出する、そしてその承認を受けなけれ

ばならないということを決めたものでございま
す。これは一項でございます。

それから、御指摘のとおり、この条項は年金積
立金管理運用独立行政法人にも適用されるもので
ございます。

○大西(健)委員 今の御答弁にあつたように、年
度終了後三月以内、つまり六月末までには、ここ
にも書きましたように、実は過去もちゃんと、運
用委員会に報告をした上で、その後、主務大臣、
厚労大臣に提出されているんです。過去三年度を
申し上げますと、六月二十四日、六月二十日、六
月二十一日に運用委員会に財務諸表が提出をされ
ています。そして、六月二十四日、六月二十六
日、六月二十七日と、いずれも六月末までに厚労
大臣にちゃんと提出されているんですよ。という
ことは、昨年度分についても六月末には塩崎厚労
大臣のもとにちゃんと提出されるんです。それで
間違いないはずなんですけれども、それをなぜ参
議院選挙が終わるまで隠すんですか。

昨年度は、先ほど来申し上げているように、通
年で運用比率を変えた最初の年度であつて、プ
ラス・マイナス・ゼロで済んだのが五兆円損したん
です。ですから、これは年金の持ち主である国民
にしっかりとそのことを、この運用割合を変えた
ことによつて五兆円損した、五兆円に損が膨らん
だ、プラス・マイナス・ゼロで済んだのが五兆円
損したということをちゃんと参議院選挙の前に報
告すべきじゃないんですか。何で隠すんです
か。

○塩崎国務大臣 これは何度も申し上げますけれ
ども、年金資金の運用というのは長期的な視点で
もつてやっていくというのが基本でございまし
て、いつとも、五年に一廻行われている財政検証、
これも踏まえて二十五年先まで見通す、こういう
ことであります。

とりわけ、安倍内閣になつてから、今回の第二
次安倍内閣になつてから、経済政策がすっかり変
わつて、経済状況も変わりました、デフレからの
脱出を目指して、おおむねそれを脱するところま

で来ているわけでありまして、当然のことなが
ら、そういうことになれば経済前提は変わつてき
ますから、名目賃金上昇率プラス一・七で、今、
回していますけれども、その前の三年間、民主党
政権のときはまさにベアなんていうのはなかった
ほど賃金は上がらなかつた。しかし、今は賃金は
上がつていくなつて、名目賃金プラス一・七で回
すということは、やはり長い運用をよく考えた上
でのポートフォリオを組むということで、新たな
ポートフォリオを組んだわけでございます。

それで、今お話しになつた独立行政法人の財務諸表の公
表につきましては、確かに三カ月以内に届け出と
いうことになっております。しかし、それは今答
弁があつたとおり、主務大臣の承認というのでも当
然要るわけでありまして、財務諸表等の公表につ
いては独立行政法人通則法において主務大臣の承
認後に官報、公報等の手続を行わなければならな
い、こうなつております。

平成二十六年の財務諸表は、平成二十七年八月
四日に公表をされているわけでございます。二
十七年度のGPIFの財務諸表等の公表、そして
公表も従来どおり独立行政法人の定めにとつて
行われるものと考えておりまして、大臣の承認を
受ける前の未確定の財務諸表を公表することは適
当ではないというふうにご考へているところでござ
います。

○大西(健)委員 今、承認して公表している
言っていましたけれども、その日付より前に、二
十六年度だつたら七月十日に公表しているんです
よ。だから、承認して公表するより前にもう公表
しているんじゃないですか。ですから、公表でき
るんですよ。

私は、さつきも言いましたけれども、ちまたで
は、熊本地震の被災者をよそに衆議院を解散して
ダブル選挙を打つんじゃないかなんてことが言わ
れているわけですよ。国会が終わつたら甘利氏は
元氣に出てきて選挙活動する、そして、選挙が終
わつたらこの七月二十九日も五兆円の損をし
れつと出してくる。総理、そういうことなんです

か。そういうことじゃないというならば、そうい
うことじゃないということをおっしゃつていただ
きたいんですけれども、いかがでしょうか。

○竹下委員長 厚生労働大臣、手短にお願いま
す。時間が参つております。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、長
期的な視点で運用していますから、我々は別に隠
すわけでも何でもない、隠す必要もないということ
は総理が答弁されているとおりです。

そこで、今、大西先生の正しくないのは、業務
概況書というのを七月二十九日に公表するとGPI
Fは言つています。これと財務諸表とは全く別
物であつて、概況ですから、概況は……(大西
(健)委員)その前に出しているじゃないですか」と
呼ぶ)もちろん、いつも財務諸表をこちらに提出
してきますが、その後、概況書を公表して、そし
てその財務諸表は有識者会議にかけ、大臣が承認
をかけるんです。例えば、去年だつたら有識者会
議は七月十七日に行われて、承認は八月三日に行
われています。

したがつて、こういうものは淡々とやるわけ
であつて、我々は隠しもしませんし、隠す必要も全
くなく、長期的な、年金財政上必要な資金をし
かりと確保するというところでやっておるわけでご
ざいます。概況書は例年どおり七月いっぱいに出
すということで、これは七月二十九日に出す
というのを私どもに届け出をされているところで
ございます。

○大西(健)委員 終わります。

○竹下委員長 これにて岡田君、松野君、山尾
君、玉木君、後藤君、大西君の質疑は終了いた
しました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

このたびの震災で犠牲となられた方々の御冥福
をお祈りし、御遺族の方々に謹んでお悔やみを申
し上げます。また、被災された全ての皆様にか
らお見舞いを申し上げます。

日本共産党は、四月十四日、発災当日に対策本

部を立ち上げて、現地の党組織などと連携して復旧支援に全力を尽くしてまいりました。緊急に解決を必要とする課題については、この間、三次にわたって政府に申し入れも行ってまいりました。

私も、四月二十四日と五月七日に現地に入りまして、直接被災者の方からいろいろな御要望をお聞きしてまいりました。その中で、被災者の皆さんの命と健康を守ることはいまだに緊急課題だと強く感じております。

そこで、きょうは被災対応に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

避難所、あるいは避難所以外、さまざまな状況があります。それぞれの課題はあるわけですが、例えば食事一つとりましても、指定されている避難所ですえ、おにぎり一個とか菓子パン一つ、こういうところがまだ残っている。余震が続く中、気持ちには本心に落ちつかないわけですが、間仕切りがある、パーティションがある避難所は一部にとどまっています、本当に精神的にも落ちつかない。私も、避難所やあるいは車の中であつたりされている方の姿を何人もお見かけいたしました。政府は、被災翌日の四月十五日に通知を出されまして、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、あるいは、食事ですね、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮などを求めています。これが実現すれば、私は被災者に対する大きな支援になると思ふんです。

総理にお聞きしたいんですけれども、総理は、四月の二十三日と二十九日ですか、現地に入つていらつしやる。益城、西原、熊本市など被災場所を、私も大体同じようなところに行かせていただきましたが、回つたとお聞きしております。二度現地をごらんになったわけですが、温かい食事の提供とかプライバシーの確保とか、いわば政府自身が出した通知が現場で実現しているとお感じになったのでしょうか、総理。

○安倍内閣総理大臣 被災後、四月二十三日には

益城町、南阿蘇村、熊本市を、そして二十九日には西原村、熊本市、大分県由布市をそれぞれ訪問するとともに、上空から被災状況を視察いたしました。

そして、避難所にお伺いをいたしました。ボランティアの方々も既に入つておられまして、そうした方々の支援もあり、食事そして水等については改善もされておりましたし、警察から成るきずな隊の女性の職員がいろいろと、何か問題がありますかというのを聞いておられました。また、DMATあるいは精神科の先生によるチームによるケアも行われていたと承知しております。

ただ、それぞれ体育館の中でプライバシーが確保されていたかといえ、そういう状況ではまだなかったわけではございまして、その後、避難者の数が、当時はまだ相当、十五、十六、十七、八万ぐらゐが全体で避難をしておられた状況であつたわけでありまして、今一万人ちよつとまで減つてくる中において、避難所をよりプライバシーも確保しやすくするよう、パーティション等についてきめ細かな対応を進めている。ただ、それは全てではございせんし、指定されていない避難所等もございまして、そういうところも含めて、きめ細かく対応していくべく努力をしていきたいと思ひます。

○藤野委員 今お話がありましたように、プライバシーの確保など、まだやはり政府自身が出された通知と現実、被災者が置かれている現状との間には大きなギャップがある。多少のギャップがあるのはよくあるといひますか、わかるんですけれども、私が現地で感じましたのは、このギャップが大変大きくて、これを放置すると被災者の命と健康を危うくするほどのギャップがあるというふうに感じたもので、質問をさせていただいております。

例えば食事、おにぎり一個と言ひましたが、カップ麺とか、要するに炭水化物中心なんですね。一カ月たつても野菜とか肉がほとんどない。問題はやはり、糖尿病の方だとか高血圧の方だと

か、そういう方も一律に同じ避難所なら同じメニューということで、本当にこれではむしろ健康状態が悪化していくという声もお聞きしました。入浴についても大変暑くなつてきて深刻でありまして、今多くの被災者の方が家探しで大変苦労されて、一日歩きづめで足が棒になつて戻つてくるわけですが、避難所に戻つてもお風呂に入れない、あるいは家に帰つても給湯器が壊れたままという状況で、この一カ月に二回しかお風呂に入れないという方のお話もお聞きしました。

きのうは熊本市は二十八度を超えておりましたけれども、衛生面から見ても、あるいは精神面から見ても本心にきつ状況、こういう状況を放置してはやはりいけないというふうに思ひます。

総理、このギャップを埋めるために政府自身からさらなる抜本的な対策をとる必要があると思ふんですが、この対策についてどのように今後考えられていくでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 詳しくは防災担当大臣から答弁させたいと思ひますが、今御指摘になられたように、高齢者とか、あるいはまた障害者、あるいは障害のあるお子さんを持つておられる御両親、乳幼児等、特に配慮が必要とされた方々を初め、被災された方々お一人お一人の要望に応じたきめ細かな支援を実施するためには、避難所以外の駐車場などに避難されている方々も含めて、被災された方々のニーズを的確に把握することが重要でございまして。

そこで、私も、民間企業の協力もいただきまして導入したタブレット端末を活用しながら、オンラインで要望を出していただき、そしてそれに直ちに添へていくことをやっているとございまして。また、職員やボランティアによる丁寧な聞き取りも進めているところでございまして、障害者の方々が直面されている課題なども含めて、それぞれの避難所等のニーズの把握にも全力を挙げているところでございまして。

食事等も相当改善をしてくているのではないかと思います、個々に見るとまだそうではないところがあるかもしれませんが、そういうところもあれば、どんなにこれは直接政府の方に言つてきていただいてもいいのではないかと思ひます。

今後、エアコンや扇風機等の設置による熱中症対策や、あるいはトイレの清潔保持等による感染予防対策、また手洗いの励行等による食中毒の予防、防止や、先ほど申し上げました間仕切りの設置等によるプライバシーの確保等、さらにしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。

○河野国務大臣 かなり余震も続きましたし、市役所、町役場、村役場の方も被災をされましたので、当初、行政機能がかなり低下をしていたというの事実でございまして。

物資については、何度も申し上げますが、国の方でプッシュ型の支援を行つていただきましたので、二百三十万食を超える食料を送つたところでございまして。ようやく国、熊本県の職員あるいはほかの自治体からの応援の職員の方々に被災された自治体に入つていただいて、今行政を支援しているところでございまして。ようやく避難所の個別のニーズが吸い上げられるようになってまいりましたので、この週末、十四日からはブル型の物資を送るということで、熊本県に今ようやくバトン渡せるようになった、国はしっかりとそれをバックアップしてまいりたい、そういう状況になったところでございまして。

そんな中で、いよいよ気温も上がつてまいりましたし、梅雨入りも間近でございまして、その対応はしっかりとやっていきたいと思つております。ホテル、旅館を用意して、支援が必要な方にはなるべく早く二次避難をしていただきたいと思つておりますが、やはり住みなれたところを離れたくない、なるべく近くの避難所に行きたいという気持ち強いのも事実でございまして、そこは被災された方々にしっかりと寄り添つて、今後の対応をやってまいりたいと思ひます。

○藤野委員 総理や大臣の答弁を聞いていますと、言っていることや通知を出されている中身は今までの経験を踏まえたものになっていると思うんですが、現場がそうじゃない、このギャップがやはり認識されていないんじゃないかと改めて強く感じました。

後ほど同僚議員も質問すると思うんですが、現実とのギャップというものをどう埋めていくのか。それを県や市町村任せでは、もう成り立たないことになっている。あるいはボランティアとかいうこともおっしゃいましたけれども、もうもない。

例えば、私も四月二十四日に益城町の総合体育館に行かせていただいている方々に聞いた中で、京都からいらつしやうっている介護の専門職の女性の方がいらつしやうって、その方がボランティアで来られていたんです。いても立つてもいられないということで仕事を休んで来たけれども、もう少ししたら京都に戻らないといけない、こうおっしゃっておいりました。

ところが、五月七日にもう一回同じ場所に行きましたら、その同じ女性が働いていらつしやうって、どうしたんですかと聞いたら、一度京都に戻ったけれども、このことがどうしても気になって仕事をやめて来ました、こうおっしゃっていたんです。ですから、こうした方々に支えられていて胸が熱くなりましたけれども、現場はそうやって何とか維持している状態で、通知で言っている、あるいは今答弁されたような水準までには到底達していないということで、これは早急に対応する必要がある。

とりわけ、今回の震災の特徴は、阪神のように火事で大変になったとか、東日本のように津波で面的にやられたとかいうことではなくて、見た感じは益城とか大変なところはありますが、住宅に対する被害というのが大変大きなもので、家にいられない、車中泊やテント泊という形で避難されている方が大変多い。

私、熊本市長の大西一史さんからもお話を聞いたんですが、今避難所から自宅に戻る方もふえていたというお話が総理からもありましたが、そうなる、こうおっしゃっていただくといいですね。

今総理はタブレットでとかおっしゃいましたけれども、そういうやり方の問題ではなくて、実際に多くの方が車中やテントの中でどういう状況にあって、どういう要求を持っていたらつしやうって、行政がどういう支援をすべきなのかという、その中身は現時点でどの程度把握されているんでしょうか。

○河野国務大臣 自治体もかなり行政能力を回復してきておりますので、かなり丁寧にニーズを吸い上げることができるようになっていてと認識をしております。

当初は二十万人弱の方が避難をしていらつしやいましたが、今は一万人を少し超えるぐらいまで落ちついてまいりましたので、それぞれの避難所においてプライバシーをしっかりと保つ、あるいはさまざまな支援の必要な方に福祉避難所と同じような支援をするようなことができつつございますので、五月の末までにしっかりと罹災証明を出し、六月中には仮設住宅を御用意申し上げてしっかりと新しいところへ移っていただく、そういうスケジュールを立てて、それを実現するべく自治体に頑張ってもらっています。

熊本県と国はそうした自治体の御努力を支援するためにかなりの人をお送りして支援をしているところでございますので、目標をきちんと実現できるようなしつかりやってまいりたいと思っております。

〔委員長退席、菅原委員長代理着席〕

○藤野委員 私が言っているのは、避難所にいる人が少なくなったからいいというんじゃないで、逆に少なくとも行政が把握できなくなっている、市長自身がそう言っているんです。だからニーズが何なのかそのものがわからないじゃないかという話をしているわけで、今の答弁は全く的外れだというふうに思います。

それだけの方が誰の支援も得られない状況で暮らされている。私もお話を聞きましたら、一階と二階のアパートの真ん中がずいぶん震災によって穴があいてしまった。そういうところに、一階にも二階にもつい最近まで住まわれていたという方がいて、熊本の生活と健康を守る会の方はいまくりして転居先を探したというお話も聞きました。ですから、避難所にいないからとかいこうとはなくて、やはり本当に被災者全体を視野に入れた支援が強く求められる、それが今回の震災の大きな特徴だというふうに思います。

その上で、次に、住宅の再建についてお聞きしたいというふうに思います。

安心して暮らせる住まいの再建というのは復興の鍵を握っている。とりわけ、今回は震度七が二回、その後も千四百六十回を超える余震が続いている。率直に言って、日本の建物の耐震基準はこういう事態を想定していない。ですから、多くの建物が被害を受けているというふうに思います。

朝日新聞の五月十五日の被災地のアンケートを見ますと、避難している理由で一番多かったのが、自宅が壊れて住めない、これが百人中七十八人。生活再建をする上で不安に感じていることは、七十五人が住宅で、五十五人が資金ということとありました。そして、今行政に最も力を入れてほしいことは、住宅の支援が断トツで七十人という状況であります。ですから、やはり住宅と資金への支援、これが本当に求められている。

にもかかわらず、今回の補正予算を見ますと、私たちも提起しております被災者生活再建支援法、この支援金のお金が三百万円に据え置かれたままになっております。大変残念なわけですが、私も私たちが日本共産党として野党四党は、五月十三日にこの改正案を共同で提出しております。支援金の上限を三百万円から五百万円に引き上げる、あるいは支援対象が半壊世帯に拡充することを検討して速やかに答えを出していく。ぜひ実現して、熊本にも適用したいと思っております。

五百万円に増額しても効果は大きくないというような主張もありますけれども、そんなことはないと思うんです。支援金の積み上げは、東日本大震災の被災地で実際に大きな効果を発揮しました。総理も東日本大震災の被災地には何度も足を運ばれている。お聞きしますと、総理就任後だけで陸前高田には二回、宮城の石巻には四回行かれていたということ、よく御存じだと思えます。

例えば陸前高田では、震災後、国の支援金三百万円では家は建てられないということで、独自の支援制度をつくられて、県もつくられて、例えば、家をつくるだけじゃなくてそれをバリアフリー対応にすれば県から上限で九十万円支援されるとか、気仙あたりの地域の森林材を使えば今度は市から上限五十万円が来るとか、そういう制度がたくさんあります。

オーダーメードのような制度なので、実際に受ける額というのは個人でそれぞれですけれども、大変効果は大きい。陸前高田でも、上乗せ分の百万円の違いで、それまでは公営住宅に入ろうと思っていた人が自宅の再建を決意した、こういう方がいたと聞いております。

こうした制度は自治体ごとになくさんあるんですが、総理にお聞きしたいんですけれども、被災自治体が震災後、国の三百万円に上積みする制度をつくっていることをどういうふうに感じられますか。

○安倍内閣総理大臣 今委員が御紹介をされたわけですが、それはまさにそれぞれの県が独自の判断で、もちろんこの三百万円についてはいろいろ議論があることは承知をしておりますし、家を建てかえようという思いの方々にとっては、これが多ければ多いほどありがたいという思いに当然なられるだろうと思えますし、再建しようという気持ちにもなられるだろうなと思えます。

その中で、今の御質問は、そうした観点も含めまして、各県の独自色、地域の木材を使ったり等々について対応していく、あるいは耐震構造等

も完備し、そうしたことも含めて支援をしていくということであろう。それは当然地域が独自でやっていくことでありまして、そうしたニーズに応えているものだろう、このように思います。

○藤野委員　やはり三百万円では足りないから、それぞれの自治体が独自の支援制度を上積みしている、その上積みによって被災者の背中を押さえるということだと思ふんですね。

これは東日本だけではなくて、もう全国に広がっております。全国で実に三十三の都道府県が、国の制度に上乗せする、あるいは横出しする、こういう形で生活再建を支援する制度をつくってきているというのが到達点です。

私、先日、岩手県の陸前高田のある水産会社の社長さんからお話を聞く機会がありました。その方はこうおっしゃっておいりました。銀行は五十歳を超えとなかなかローンを新しく組んでくれない、だからこういう支援金は本当に助かった、これがあつたから自宅を再建する決断ができた、こうおっしゃっておいりました。

ほかのさまざまな業者の方も、困難があつてもこれによって陸前高田のために頑張ろう、地域のために頑張ろう、こういう気になったとか、やはりこの土地で頑張らないといけないと思つたとか、こういう声が相次いだ。ですから、支援金を上乗せすることによって住宅再建をその土地でやるという被災者の決断が促され、励まされた、これがこの間の教訓だと思ふんですね。

総理、やはり三百万円では足りないとお乗せした支援制度が各地で大きな役割を發揮しているわけですから、これがやはりこの間の全国の震災の教訓じゃないでしょうか、総理。

○河野国務大臣　被災者生活再建支援法の増額は、ほかの制度とのバランスですとか、かつての災害とのバランス、あるいはこれは半額は都道府県が出している財源でございますので、そうしたことを考えると対応は慎重にせざるを得ないと思つております。

これまでの災害を振り返ってみると、見舞金と

いう性格を持っているこの支援金で住宅を再取得することはできないわけでございますので、我々がここから学ばなければいけないことは、やはりきちんと災害に備えた保険に入つていただく、そしてその保険に入つていただくのをふやすための制度を政府としてしっかりやっていくことが必要なんだというふうに思つております。

これからの我が国の災害状況を考えれば、まずしっかりと三分の二の備蓄をしていただくことと経済的に備えをしていただくこと、これをやはり国民の皆様がしっかりと考えていただかなければいかぬというのがこれまでの教訓だろうと思つております。

○藤野委員　今の答弁はとんでもないというふう

に思ふんです。ちよつとパネルを出させていただきますけれども、今二つおっしゃいました。見舞金だ、あるいは過去の震災とのバランス、公平性とかいろいろおっしゃいました。これはいづれも私は、支援の増額を行わない理由にはならないと思ふんです。

例えば、見舞金とおっしゃいました。大体、この間の経過を知つていたら、こういう見舞金なんという言葉は使えないというふうに思ふんですね。

といいますのは、このパネルを見ていただきますと、これは、この間被災者生活再建支援法は二度改正されてきたわけですが、二度目の改正の際の附帯決議の抜粋であります。「被災地における住宅再建は、単に個人レベルにおける再建だけではなく、地域社会の迅速な復興のためにも極めて重要である。」ですから、個人レベル、いわゆるお見舞いだけではなくて、地域社会全体を速やかに復興していくためにも極めて重要だ。これは自民党も公明党も全会一致で賛成した附帯決議であります。

この法律の目的、第一条にも、個人の再建だけではなくて地域の速やかな復興ということが明記されている。ですから、この法律の成り立ちから、あるいはこの間の改正の経過からいって全く当てはまらない。

総理、総理にお聞きしたいんですが、この法律というのは、単に個人レベルにおける再建だけではなく地域社会の迅速な復興のためにも重要だ、これは同じ認識だと思ふんですが、認識をお願いします。

○安倍内閣総理大臣　まさに生活を再建していくためのものでもございますので、当然、それぞれが住居をしっかりと構えて生活を再建……（藤野委員「地域、地域」と呼ぶ）再建していくということとは、地域が成り立つていく上においても重要だろうと思つております。

○藤野委員　ですから、住宅再建というのは単に個人レベルの問題ではなくて地域社会全体の問題、つまり、支援金というのは単なる個人への見舞金ではないということでもあります。

そして、もう一つおっしゃつたのは、過去の災害との公平性とかバランスとかいろいろおっしゃいました。しかし、これも理由にならない。

なぜなら、この法律自身が、阪神・淡路大震災の被災者の皆さんの粘り強い運動で、当時から過去との公平性とかいろいろ言われていた、それを乗り越えて、まさに乗り越えてつくれた、生まれた法律がこの法律だからであります。阪神大震災まではこうした制度はありませんでした。被災者の皆さんが先頭に立つて、党派の違いを超えて、まさにこの法律ができた。

その後も、全国のさまざまな被災、震災の経験を受けて二〇〇四年、二〇〇七年と法律が改正されて、当初百万円でした、それが三百万円に増額され、当時全壊だけだった対象、支援範囲が大規模半壊にも拡大される、あるいは世帯年収などの要件も撤廃されていく。ですから、この法律自身がどんどん拡充されてきた、まさに被災者の願い、被害の実態に対応する形でこの法律が変わってきた。

ですから、公平のバランスとかいうものを乗り越えて、それを大きく前に動かしてきたのがこの

法律であつて、これが上限を引き上げない理由なんかには全くならないと強く言わなければならぬというふうに思ふんですね。

もう一点紹介したいのは、過去の災害とおっしゃいましたけれども、その過去の災害の被災者の皆さんは何とおっしゃっているかということなんです。

先ほど陸前高田の社長さんのお話を紹介しましたけれども、この方はこうもおっしゃっていました。熊本を見てみると私たちの経験が全然生かされてない、私たちの経験を生かして少しでもよくなつてほしい、これが東日本大震災を経験した私たちの願いでもあるんです。

総理、過去の災害の被災者たちは公平性なんて言っていないんです。むしろ自分たちが味わった苦しみをこれから先の被災者に味わってほしくない、これが思いなんです。私たちの経験を生かして少しでも制度をよくしていつてほしい、これが過去に災害を受けた人たちの声じゃないでしょうか。

総理にお聞きします。過去との公平性というのは、上限を引き上げる、それを否定する理由にはならないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣　この被災者生活再建支援制度は、自然災害によってその生活基盤に著しい被害を受けた方に対して、都道府県の相互扶助及び国による財政支援によって、最大三百万円の支援金を支給するものでございます。

その意味におきましては、まさに国の財政支援だけではなくて都道府県の相互扶助も入っているということですが、このような制度の趣旨からすれば、被災者生活再建支援金の増額や支給対象の拡大等については、東日本大震災を初め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案して検討すべきもの、このように考えております。

○藤野委員　全く答弁になっていないと思ふんです。私が聞いたのは、まさに今幾つか挙げられたこ

とがそうではないじゃないかと。とりわけ、過去の災害の被災者との公平性とおっしゃった部分については、当事者が、そうではない、むしろ私たちの経験を生かして少しでもよくなつてほしい、これが東日本大震災を経験した私たちの願いでもあるというように言っているわけなんです。

ですから、過去の災害の被災者たちと言うのであれば、むしろ増額を否定するのではなくて増額の方に行くのがこの声に応える道じゃないですかという質問なんです。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 過去の災害につきましても、最近起こった災害におきましても、まさに自力で自宅をこれから再建されようという方もおられるわけでございます。そういう方との公平性という点については当然考えざるを得ないわけでございます。

もちろん、多くの方々は、もしこれが増額されたらそれはよかつたねという思いかもしれませんけれども、しかし、政府としては、税金あるいは都道府県の相互扶助の中で行っていく上においては、そこはやはり公平性という観点も忘れてはならない、このように思います。

○藤野委員 何度聞いても全く納得できないというふうに思います。

財源とおっしゃいましたけれども、要はやはり税金の使い方の問題であつて、税金の使い方を変えていく、何を優先的に使うのか、ここが問われる問題であつて、これは全く理由にならないというふうに思います。

例えば、今でも復興についての特別税というのを国民はずっと払い続けております。しかし、例えば法人税については一年前倒しでも払わなくてよくなつていくわけですね。同じ復興という課題について、例えば財源としてこういうものを考えるのはどうなのかということも含めて、税金の集め方、税金の使い方、ここにしっかりとメスを入れれば、財源問題は何の障害にもならないというふうに思っております。

も、二〇〇〇年十月には鳥取県西部地震というのが起きまして、当時は片山善博元総務大臣が知事をされていらつしやいました。これは被災者再建支援法の第一次改定の前に起こつた大変大きな地震で、大変大きな被害もあつたわけですから、そのとき知事をされていた片山元大臣は国会でその後、参考人で発言をされております。

といひますのも、当時知事が、当時非常に珍しかった住宅再建支援金、これを鳥取県独自につくられて、しかもその額も三百万円という、当時の国の制度よりもかなり思い切つた額の支援をされたというところもあつて、その教訓や、なぜやつたのかということも国会でお話しいただいたわけですから、それをちよつと御紹介したいんですが、片山氏はこうおっしゃつております。

住宅再建支援を公表した段階から被災地における不安というものがどんどん解消していきまして、後で精神科のお医者さんに伺いますと、住宅再建支援を公表したそのアナウンスメントが被災者にとつては最大のメンタルケアになつた、こうおっしゃっているんですね。最大のメンタルケアになつた。つまり、お金だけの問題ではなくて、将来の不安、どうなるんだと、いろいろあると思ひますが、その大きな一つである住宅に対する不安が本当に解消された。

総理はよく、被災者の方々の心に寄り添ひながらとおっしゃいます。被災者の心に寄り添ひというのであれば、不安の一番大きな柱になつていく住宅再建支援、この問題でやはり大きなメッセージを出していただく、そのことが被災者の皆さんの心の負担を軽くしていく最大のメンタルケアになるんじゃないのかと思うんですが、総理、いかがでしようか。

た、一部損壊の住宅等についても、耐震性等を向上させる改修を行う際には、社会資本整備総合交付金等によつて必要な支援が行われます。

いずれにせよ、政府としては、引き続き被災された方々の住宅再建を後押しするため、被災自治体と一体となつて、被災者生活再建支援金の迅速な支給、これは、先般はこの支給がさきの地震においては迅速に行われなかつたという反省も踏まえながら、今般は迅速な支給に心がけていきたいと思ひます。また、機動的かつきめ細かな支援策を講じてまいりたい、このように考えております。

○藤野委員 片山元大臣はこうもおっしゃつております。

県で住宅支援制度を公表したときから、本当に見る見る皆さんが元氣になつた、顔つきが変わつてきた、こうおっしゃるんですね。三百万円でさういふわけですから、これが増額されていけばその効果はもっと大きなものになるというふうに思ひます。その点でも、ぜひこれは決断していただきたいというふうに思ひます。

そして、もう一点お聞きしたいんですが、先ほども指摘がありましたが、被災地の首長さんにも私はお話を聞きました。県知事、そして益城町長、熊本市長、西原村長ともお話をしました。四人全員の方がおっしゃつていたのが、やはり将来の財政負担が心配だ、こういう声であります。

西原の場合は財政規模が三十数億円ということでありまして、もう既にあそこは仮設が一番進んでいるところなんです、いろいろ工事はやつていくわけですから、しかしそれが今後の負担になるわけですね、とてもじゃないけれども一般予算が三十数億では対応できない。

あるいは、益城町長、西村町長にもお話を聞きました。益城の場合は大体予算が百億円でありまして、しかし、あそこは本当に大変なところで、私が行つたときは、今百六十戸の仮設に着手していると。今後、少なくとも当時で二十

六の全壊がありましたので、それだけの規模の仮設が必要になる、こうおっしゃつておりました。

熊本市も熊本県も同じように、自分たちの体力を超える事業が今後必要になると。熊本市長がおっしゃつていたのは、本当に何でも被災者第一、最優先でやりたいけれども、やはりちやうちよする要因としてこの財政問題があるんだというふうにおっしゃつておりました。

やはりここは、一刻も早く政府が、全額国庫補助する、地元負担はゼロだ、こういうメッセージを出すことが、今まさにさまざまなことを被災者最優先でやろうとする、そのちやうちよを取り除いていく、これにとつて一番大きな支援になると思ひます。

この全額国庫補助、やり方はいろいろあると思ひますが、これをメッセージとして総理に一刻も早く出していただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○安倍内閣総理大臣 住宅の確保や生活再建支援金の給付などの被災者支援に要する経費については、現時点で明らかになっている被害に対応するだけではなくて、今後の被害拡大にも十分対応できるように、今般の予算でも七百八十億円を見込んでおりますが、さらに七千億円を計上しております。今後新たに支出が必要となつた経費についてはこれをしっかりと活用していきます。このように、本補正予算は、余震が続く被害状況が拡大する可能性にも配慮しつつ、被災地に必要な支援を行う上での十二分の備えを整えるものであります。

そしてまた、今後、安心した生活が戻るまで全面的に我々はバックアップをしてまいります。被災自治体にも安心して復旧復興を進めることができるように、できる限りの支援を講じていきます。その自治体、自治体の財政能力を超える負担を負わすようなことは絶対にありませんから、まずは、やらなければいけないことはちやうちよせず、自治体にはちゃんとやつていただきたい、しっかりとやつていただきたいと思ひます。我々

はしっかりとバックアップしていく考えであります。

今後、まずは提出させていただいた本補正予算を活用して復旧に万全を期すこととしておりますが、その上で、個別具体的な被害状況や必要となる復旧事業等の内容を詳細に点検、精査して、各自治体の財政状況に丁寧に目配りする中において、国庫補助の拡充強化、またこれに伴う地方負担に対する地方財政措置の充実等も含めて、さらにとどのような対応が必要となるかを検討し、必要な財政支援はしっかりと行つてまいります。

○藤野委員 最後になりますけれども、被災者生活再建支援金の問題ですが、政府は、上限を増額する、これを否定する理由として幾つか挙げておりました。見舞金とか、過去との公平性とか。しかし、これはいずれも理由にならないというところが明らかになったと思います。できないという理由が説明できない。できないという理由がないわけですから、これはできるということだということに思います。

総理はできることは全てやると繰り返しているわけで、この決意に間違いがないというなら、この上限引き上げに踏み出すべきだということを強く求めて、質問を終わります。

○竹下委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。

次に、馬場伸幸君。

○馬場委員 提案型実行政党、おおさか維新の会の馬場伸幸です。

質問に先立ち、このたびの九州での大震災、被害に遭われました皆様方全てに心からお悔やみを申し上げたいと思います。そして、一日も早い復興に関しましては、我が党も与党と協力をして、一分一秒でも皆様方の生活が完全に復旧されるよう協力をしていきたい、このことを申し上げておきたいと思ひます。

まず、震災対応補正予算、こういった質問、本題に入る前に、民進党の政調会長であります山尾議員さん、きょうも大活躍を予算委員会ですで

おられましたが、安倍政権が男尊女卑政権だという発言がございました。

これは本場にひどい発言で、私は懲罰に値するんじゃないかなというぐらいひどい発言なんです。我々の政党のある議員のことをいろいろおっしゃる前に自分たちの発言もまずきちっと正していく、そういうことを申し上げておきたいと思ひます。

そして、山尾議員の件に関しましては、先般から、有権者への花代また香典、こういうものが支出をされているという報道がございました。この山尾議員を初め、東京都の外添知事、高橋な出張と政治資金の使い方はおかしいんじゃないか、こういうことも言われておりました。こういう政治家とお金の問題というのは古くからたくさんある問題でございます。このことをやはり根本的に解決しなければ、私は国民の政治への信頼というものがますます低下をしていくのではないだろうかというふうに考えております。

そして、山尾議員は、自身の選挙区内の有権者に対して花代や香典というものを合わせて四万四千円余り支出していたと記者会見でこの間説明をされました。加えて、山尾議員は、自身が支部長を務める政党支部であれば花代や香典を支出しても公選法では禁止をされない、こういうことが民主党の、民進党の、名前がころころ変わってよくわかりませんが、民進党の統一見解でありますというふうにおっしゃいました。これは後に岡田代表が、いやいや、それは民進党の統一見解ではない、民進党の、何と言ったかちよつとはっきり覚えていませんが、弁護団の見解であるというよう

な説明を記者会見でされた、そういう報道もあります。そこで、きょうは総務省選挙部の方から御出席をいただいておりますが、この山尾議員の選挙区支部、選挙支部による有権者への支出、これは公職選挙法上何の問題がない、そういう見解をお持ちなのかどうか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○大泉政府参考人 お答えいたします。

総務省としては、個別の事案につきましては実質的な調査権を有しておらず、具体的な事実関係を承知する立場でございませぬので、お答えは差し控えていただきたいと思います。

その上で、一般論として公職選挙法について申し上げます。

公職選挙法第九十九条の二におきましては、公職の候補者等、これは公職にある者を含みます。それから後援団体、公職選挙法第九十九条の五で、特定の候補者等を推薦、支持することが政治活動のうち主たるものと定義されております。これらにつきましては、当該選挙区内にある者に対して原則として寄附してはならないとされております。

一方、一般の政党の支部につきましては、政党の一分枝でございませぬ。候補者等の関係以外の諸般の政治活動を行うとも考えられますことから、後援団体には一般に当たらないものと解されております。公職選挙法第九十九条の三におきましては、公職の候補者等が役員または構成員である団体に関する規制がございまして、これには、当該選挙区内にある者に対し、これらの者の氏名を表示し、または氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならないということが書いてございませぬ。政党の支部の方はこちらの方に当たるといふように解されております。

いずれにいたしましても、具体の事例につきましては、公職選挙法に抵触するか否かにつきましては、個別の事案ごとに、具体の事実に基づいて判断されるべきと考えております。

○馬場委員 違法なのか適法なのか、よくわからない御説明でございませぬが、山尾議員が会見でおっしゃったように、政治家本人とか後援会が有権者のために寄附をするということは違法である。党の支部、今の御説明では何か、グレーだけれども黒に近いかなど。でも、この場ではなかなか、はっきりとしたことはお聞かせいただけな

通常、私もそうですけれども、私がつくる名刺とかポスターまた機関紙、こういうものには大体、おおさか維新の会大阪十七選挙区支部とか、大概ここにいらつしやる国会議員の皆さん方は、ほとんどの方がそういうことをされていると思ひます。したがって、長期間政治家をしますと、あ

あ、あの方は愛知県の第何とか選挙区支部の支部長さんなんだなということには有権者に浸透して行くわけでございます。名前を出す出さないというところもあるかも知れませんが、そこは私はなかなか有権者の理解は得られないのではないかと。

これは、総理、はっきりと、政党の支部では寄附はできない、こういう明文化をするべきだと思いますが、総理の見解はいかがでしようか。

○安倍内閣総理大臣 公職選挙法においては、お金のかかる選挙を正するために寄附禁止の規定が設けられ、順次強化されてきたと思ひます。すなわち、当該選挙区内にある者に対する寄附は政治家本人によるものは原則として禁止されている、他方、政党支部によるものについては原則禁止されていないが、政治家本人の氏名を表示し、または氏名が類推されるような方法による場合には禁止されているということでもあります。

これは政党支部は政治家個人の後援団体には当たらないと解されているためではありませんが、いづれにせよ、政党支部からの寄附の規制のあり方を含め、選挙運動や資金のあり方についてはまさに選挙制度の根幹にかかわる事柄でありまして、各党各会派において御議論をいただきたいと思います。

○馬場委員 名前が出なければいいという考えは、今総理がおっしゃいました。この立法精神からしますと、やはりお金のからまない政治を目指していくんだということから鑑みて、名前が出なければいいというものではないと思ひますし、愛知県民進党第何とか選挙区支部の支部長となりまして、一人しかいないんですね。支部長が二人も三人もいるような選挙区支部はありませんので、